

平成25年10月
函館税関業務部

関 係 各 位

通関関係書類を電磁的記録により提出する場合における
道路運送車両法に基づく他法令確認の具体的な取扱いについて

通関関係書類を電磁的記録により提出する場合における道路運送車両法に基づき、輸出抹消仮登録証明書及び輸出予定届出証明書（以下「証明書等」という。）に係る他法令確認については、下記のとおり取り扱うこととしたのでおしらせします。

記

1. 輸出自動車情報登録業務（MOA）を利用した申告（他法令コード欄が「MS」（システム処理）の場合）次のとおり取り扱うこととします。
 - （1） 輸出許可前に税関から原本の提示を求められなかった場合
申告添付登録業務（MSX）により提出された証明書等により他法令確認を行います。この場合、輸出許可後の原本の提示は必要ありません。
 - （2） 輸出許可前に税関から原本の提示を求められた場合
証明書等の原本を提示していただき、他法令確認を行います。

2. 輸出自動車情報登録業務（MOA）を利用しない申告（他法令コード欄が「MM」（マニュアル処理）の場合）
輸出を許可する前に、原本を提示していただき、他法令確認を行います。

問い合わせ先

函館税関業務部統括審査官 TEL0138-40-4256